

令和7年度前橋市アーバンデザイン改修支援補助金交付要項
令和7年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所市街地整備課（9階） 電話 027-898-6946（直通） 027-224-1111（内線3947） 電子メールアドレス shigaichi@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>アーバンデザイン策定区域内において、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、遊休化した空きビル等（既存ストック）を有効活用する住宅転用促進事業及び建築物、敷地を「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とし改修する事業に係る費用を一部支援することで、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給、屋内外のつながり促進や地上階の賑わい創出を目的とします。</p>
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アーバンデザイン改修支援事業補助金 この要項の定めにより行われる住宅転用促進事業及びアーバンデザイン・ガイドライン改修事業の2つの事業を対象とします。 2 住宅転用促進事業 この要項の定めにより行われる空きビル等を優良な共同住宅等へ用途変更する事業をいいます。 3 共同住宅等 共同住宅、長屋、寄宿舍等をいいます。 4 アーバンデザイン・ガイドライン改修事業 この要項の定めにより行われる「アーバンデザイン・ガイドライン」を指針とした建築物や敷地の改修事業をいいます。
	<p>補助対象者</p> <p>次の全ての条件に該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。 2 事業を施行する建築物及び敷地について、次に掲げる権利(以下「所有権等」という。)を有する者又は所有権等を有する者の同意を得て事業を施行する者とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)所有権 (2)建物の所有を目的とする地上権及び賃借権並びに使用貸借による権利 3 必要な納税について滞納が無いこと <ol style="list-style-type: none"> (1)個人にあっては、市町村民税等必要な納税について完納している者 (2)法人にあっては、法人又は団体の代表者等が市町村民税等、必要な納税について完納している者 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連営業を供する者でないこと。 5 次の（1）から（8）で掲げる暴力団排除に関する要件の全て

		<p>に該当していること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	<p>交付の対象となる事業</p>	<p>対象となる事業の対象区域、建築物等の基準は、次のとおりです。なお、対象となる事業は令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に交付申請した上で、令和8年3月31日までに事業完了し、報告することができる事業とします。</p> <p>1 対象区域</p> <p>前橋市アーバンデザイン策定区域。ただし、アーバンデザイン・ガイドライン改修事業は、前橋市アーバンデザインで位置づけているモデルプロジェクトの指定路線に面した敷地に限りません。（別図参照）</p> <p>2 建築物等の基準</p> <p>(1) 住宅転用促進事業</p> <p>ア 次の全てに適合する建築物を整備する事業を対象とします。</p> <p>(ア) 建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する確認済証及び検査済証の交付を受けた建築物であること。</p> <p>(イ) 新耐震基準（昭和56年6月1日）以後の建築物であること。ただし、新耐震基準前の建築物で本事業を実施するに当たって法令により耐震診断が義務付けられていない場合は、耐震診断を実施し、必要があれば耐震改修することで、自らが安全と判断した建築物であること。</p> <p>(ウ) 台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えている住宅であること。ただし、共用する部分に共同で利用する台所、収納設備、水洗便所、浴室等を備える場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>(オ) 住戸数2戸以上であること。</p> <p>(カ) 世帯用にあつては、住戸面積55㎡以上、単身用にあつては、25㎡以上であること。ただし、シェアハウスの計画に当たり、居間、食堂、台所等共同で利用するための十分なス</p>

		<p>ペースが確保されている場合は、この限りでない。</p> <p>イ 転用前の用途が住宅に供するものにあつては、転用後に中心市街地の活性化等に資する施設を併せて整備すること。</p> <p>ウ 前橋市中高層建築物等に関する指導要綱第6条に規定する環境対策等について配慮すること。</p> <p>エ その他市長が必要と認めるもの。</p> <p>(2) アーバンデザイン・ガイドライン改修事業 アーバンデザイン・ガイドラインを指針とし、次に示す改修を目的とした改修事業費及び環境整備費を対象とします。</p> <p>ア 屋内外のつながり促進</p> <p>(ア) 屋内の賑わいが屋外に漏れ出ることを促進するために開口部を大きく取るもの</p> <p>(イ) まちの景観の演出のために閉店時にも明かりを灯す、夜間照明を設置するもの</p> <p>イ 地上階の賑わいの創出</p> <p>(ア) 店先の空間に植物を植えたり、フラワーボールを吊るすなどをして緑化するもの(植物の維持・育成を主たる目的とし、継続した緑化活動を対象とする。なお、植物の販売目的の緑化は対象外とする。)</p> <p>(イ) 店舗等の魅力が溢れるショーウィンドウやディスプレイを設けるもの</p> <p>ウ まちを歩きたくなるような賑わいの演出</p> <p>(ア) 賑わい活動を屋外で楽しめて、滞在できるように、屋外空間へベンチやテラス席等のアメニティを配置するもの</p>
交付対象期間		<p>補助金の交付対象期間は、交付決定をした日の属する会計年度の3月31日までとします。</p>
交付金額		<p>【住宅転用促進事業】</p> <p>1 住戸あたり世帯用にあつては100万円、単身用及びシェアハウス用にあつては50万円で算出した額とし、当該工事費の1/2を超えない範囲の額とし、予算の範囲内で交付します。</p> <p>【アーバンデザイン・ガイドライン改修事業】</p> <p>1 事業者当たりの交付金額は、改修事業費及び環境整備費の2分の1の額とし、予算の範囲内で交付します。上限は100万円です。</p>
交付条件		<p>1 補助事業は、前橋市アーバンデザインを参照し、その趣旨に合った事業であること。また、都市再生推進法人である一般社団法人前橋デザインコミッションによる前橋市アーバンデザイン適合審査を受け、適合と判断されること。</p> <p>2 補助対象者は、発注する業者の選定にあつては、市内事業者(前橋市内に本店を有する者)を対象とすること。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の事業者も対象とすることができます。</p> <p>(1) 補助対象となる整備行為に必要な物品(以下、「当該物品」)及び整備行為を取り扱う市内事業者・代理店が存在しない。</p> <p>(2) 当該物品の代替品(同程度の機能を有する物品)を取り扱う市内業者が存在しない、もしくは代替品が存在しない。</p> <p>3 補助対象となる整備行為において本市の他の補助金等の交付</p>

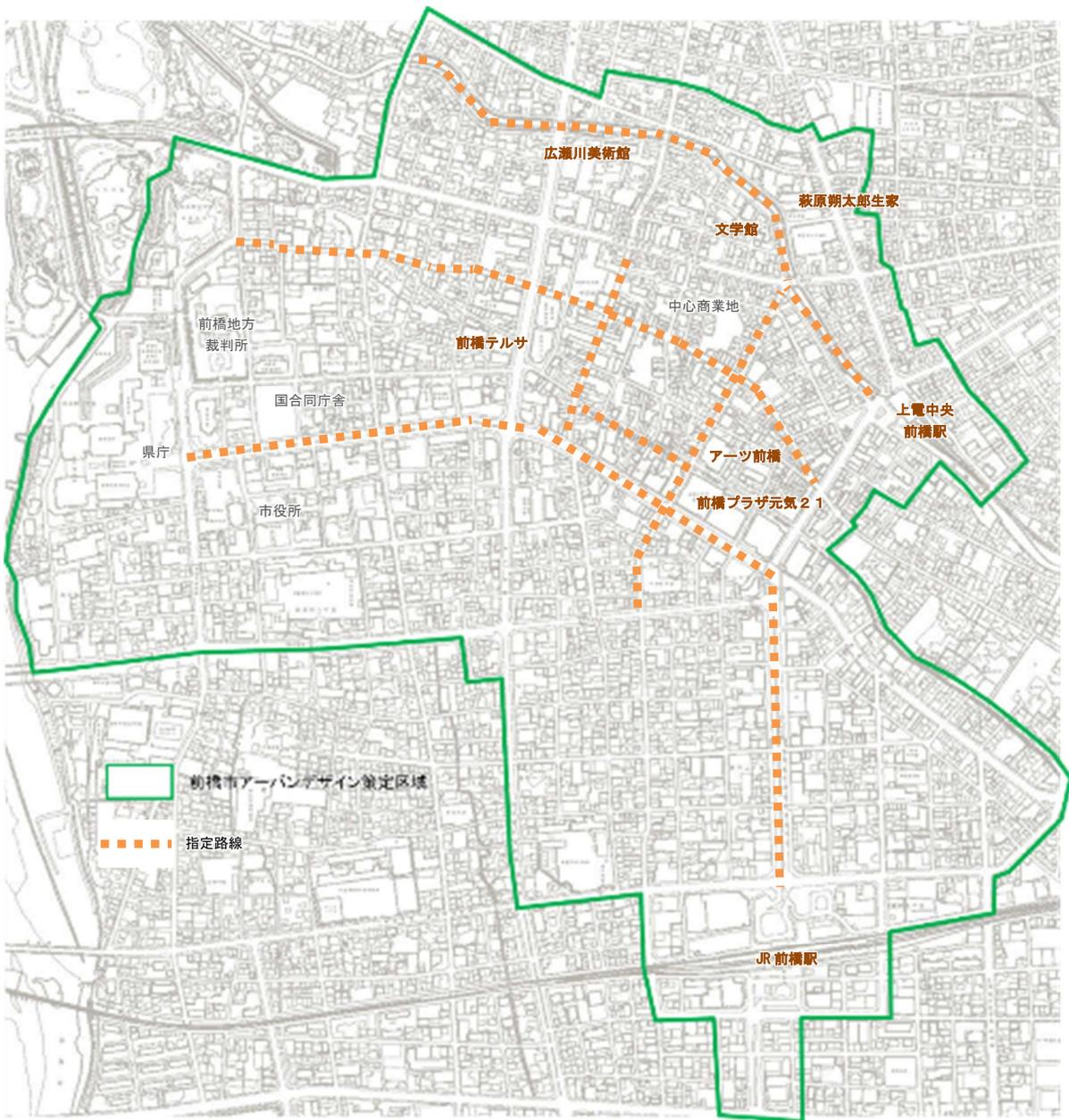
		<p>を受けている、又は受けようとするときは、重複した事業についてこの要項に基づく補助金の交付申請はできないものとします。</p> <p>4 補助金交付の決定をする場合に、必要に応じて条件を付すことがあります。</p> <p>5 補助対象者は、補助金を受けた部分の維持保全に努めなければなりません。</p> <p>6 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>7 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>8 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p> <p>交付申請の手続等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>補助対象者は、次の書類を添え、令和7年4月1日から令和8年2月27日までの事業を開始する前までに提出しなければなりません。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>1 交付申請書兼誓約書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支予算書</p> <p>(3) 実施設計書及び図面</p> <p>(4) 消費税等課税区分届出書</p> <p>(5) 同意書</p> <p>(6) 土地建物等権利関係調書</p> <p>(7) 補助金交付申請額の算出方法※1</p> <p>(8) 耐震改修工事通知書(昭和56年6月1日以前の建築物)※1</p> <p>(9) 建築基準法等関連法規準用通知書※1 (用途変更等建築確認を必要としない場合)</p> <p>(10) 確認済証及び検査済証またはそれらに代わるもの（用途変更等建築確認を必要としない事業の場合も、建築基準法等の関連法規に基づいた建築物であること。）※1</p> <p>(11) 完納証明書</p> <p>(12) 補助金の概算払を必要とする理由書(概算払を必要とする場合は、概算払を必要とする理由、時期、金額等を具体的に記載したものを添付)</p> <p>(13) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前橋市アーバンデザイン改修支援補助金に係る審査・助言申請書</p> <p>4 アーバンデザイン・ガイドライン適合申告書※2</p> <p>【注】 ※1住宅転用促進事業のみ添付 ※2アーバンデザイン・ガイドライン改修事業のみ添付</p> <p>【注】 収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p> <p>【注】 消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金</p>

	<p>に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、（これに補助率を乗じて得た額を）減額して申請してください。ただし、申請時において、当該補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。</p> <p>【注】押印を省略する場合は、書類の真正性を担保するため、責任者及び担当者の氏名、連絡先(電話番号)の記入を必須とします。</p>
交付決定の時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書類等の審査及び調査等を行い、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 2 交付決定を受けた場合は、事業着手届を提出してください。
状況報告等	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象者は、市長の求めに応じ、事業実施状況報告書を提出し又は実地調査を受けなければなりません。 2 事業報告書により、補助対象者が補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に従って遂行されていないと認められたときは、補助対象者は、これらに適合させるための措置を執らなければなりません。
請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 概算払により請求する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付申請時に、概算払を必要とする理由書を提出してください。 (2) 概算払請求時まで、その時期に、その金額の概算払を必要とする理由書（収支状況書等）等を添付し、補助金概算払請求書を提出してください。理由書の内容を審査し、概算払する額等を決定します。 (3) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。 2 概算払によらずに請求する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書の提出後、補助金額を確定します。 (2) 補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。 3 請求後、内容を審査の上、支払います。
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、変更等の手続が必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。ただし、軽易な変更と認められるものについては、申請は不要です。
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
実績報告書の提出	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業が完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1)実績報告書 (2)添付書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 補助事業の成果を表す書類及びその根拠資料の写し イ 補助事業の実施経過を表す書類

	<p>ウ 収支決算書 エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p> <p>【注】収支予算書等に、市補助金の充当先と内容を明示してください。</p> <p>【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請した場合において、当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告してください。</p>
是正措置	<p>完了実績報告に係る審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められたときは、補助対象者は、これらに適合させるための措置を執らなければなりません。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還等	<p>1 次の各号の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます（補助金の額の確定をした後においても適用します。）。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p> <p>【注】消費税等課税区分届出書による課税事業者は、この補助金に基づき実施する事業の仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付申請及び実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書を速やかに提出し、対象外経費となる仕入れに係る消費税等相当額に相当する額を返還しなければなりません。</p>
財産処分の制限	<p>補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸しつけ、又は担保に供してはなりません。ただし、補助対象者が補助金等の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>

	理由の提示	市長は、補助金等の交付決定の取消し、補助対象等の遂行又は補助事業等の是正のための措置を命令するときは、当該補助対象者に対してその理由を示さなければなりません。
様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼誓約書（様式第1-1号） 2 収支予算書（様式第1-2号） 3 消費税等課税区分届出書（様式第1-3号） 4 補助金交付申請額の算出方法（様式第1-4号） 5 同意書（様式第1-5号） 6 土地建物等権利関係調書（様式第1-6号） 7 耐震改修工事通知書（様式第1-7号） 8 建築基準法等関連法規準用通知書（様式第1-8号） 9 補助金概算払請求書（様式第1-9号） 10 交付決定通知書（様式第2号） 11 事業着手届（様式第3号） 12 事業実施状況報告書（様式第4-1号） 13 収支予算執行状況（様式第4-2号） 14 変更等承認申請書（様式第5号） 15 変更等承認通知書（様式第6号） 16 実績報告書（様式第7-1号） 17 補助金精算調書兼交付請求書（様式第7-2号） 18 収支決算書（様式第7-3号） 19 補助金額確定通知書（様式第8号） 20 消費税等仕入控除額報告書（様式第9号） 21 前橋市アーバンデザイン改修支援補助金に係る審査・助言申請書（様式第10-1号） 22 アーバンデザイン・ガイドライン適合申告書（様式第10-2号）

別図 令和7年度 前橋市アーバンデザイン改修支援事業
対象区域及び指定通り



※境界線の外側に接する空きビル等についても対象区域に含めます。